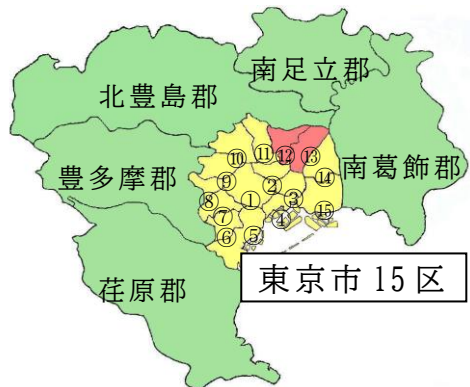


区のあゆみ

● 区制の変遷

いわゆる明治維新の変革の中、明治元年、東征軍の支配下にあった江戸に「江戸府」が置かれ、同年のうち「東京府」と改称されました。明治 11 年の「郡区町村編成法」の制定による府内 15 区の設置を経て、明治 22 年には、「市制町村制」が施行、この 15 区を東京府から独立させ、「東京市」が誕生しました。



- ①麹町区 ②神田区
- ③日本橋区 ④京橋区
- ⑤芝区 ⑥麻布区 ⑦赤坂区
- ⑧四谷区 ⑨牛込区
- ⑩小石川区 ⑪本郷区
- ⑫下谷区 ⑬浅草区
- ⑭本所区 ⑮深川区

昭和 7 年、東京市 15 区は、隣接する荏原・豊多摩・北豊島・南足立・南葛飾の 5 郡 82 町村を合併して 20 区を新設、35 区制になりますが、昭和 18 年の東京都制の施行により、東京府および東京市は廃止され、35 区は東京都の行政区となりました。

東京大空襲により、都心区から周辺区への大規模な人口移動が生じ、労働力や税収の面で各区の不均衡が顕著となりました。終戦を迎え、このような事態に対し占領軍総司令部（GHQ）は、東京 35 区を廃止し新区画の設定を東京都に命じ、これに基づき作成された再編案は、「各区の人口を 20 万人、面積は 10k m²以上」というもので、東京 22 区制となりました。

● 台東区の誕生

昭和 22 年 3 月 15 日、地方自治法が制定され、新たな東京 22 区制（8 月から 23 区制）が発足しました。これにより下谷区と浅草区が合併し、「台東区」は誕生しました。

令和 9 年 3 月には、台東区発足 80 周年を迎えます。



旧下谷区庁舎（現・本庁舎所在地）



旧浅草区庁舎（現・浅草公会堂所在地）



本庁舎落成（昭和 48 年 8 月）

●区長公選制

戦後の地方自治法では当初、特別区の区長も公選とされていましたが、昭和 27 年の同法の改正により区長公選制が廃止され、区長は区議会が都知事の同意を得て選任（選任制）されることとなりました。

しかし、自治権の拡充と独立性を求める区の動きや住民運動の活発化などから、昭和 50 年から区長公選制が復活します。

●基礎的自治体へ

特別区は、制度創設から長らく東京都の内部的団体と位置付けられていました。平成 12 年の地方自治法の改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」と規定され、福祉事務所（昭和 40 年）や保健所（昭和 50 年）などに続いて、清掃事業をはじめとする 30 余の事業が、都から区に移管されました。

●さらなる分権に向けて

平成 18 年に都区間で「都区のあり方検討委員会」が設置され、都区の事務配分及び区域の再編についての「基本的方向」の取りまとめに向けて協議を重ねてきましたが、現在は進展がない状況です。都区制度は未だ変革の途上にあり、これからの区政は、自らの判断と責任の下、少子高齢社会における活力ある地域づくりを進めていくことが、一層求められております。



平成 29 年 3 月、台東区発足 70 周年を迎えました。発足してからの歩みを振り返るとともに、区の輝かしい未来を願い、同年 10 月、浅草公会堂にて台東区発足 70 周年記念式典を挙行了しました。